

【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度の概要②

集落協定に定める活動内容

1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

- ① 農業生産活動等
耕作放棄地の発生防止活動（農地の法面管理、草刈り等）、農道等の管理
- ② 多面的機能を増進する活動
・ 周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

基礎単価
(8割)
※必須

2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 集落戦略の作成

体制整備単価
(+2割)

3 加算措置

- ・ **超急傾斜農地保全管理加算(2集落)**
- ・ 集落協定広域化加算
- ・ **集落機能強化加算(2集落)**
- ・ 生産性向上加算
- ・ 棚田地域振興活動加算

【本県の集落機能強化加算取組状況】



ゆず収穫ボランティア受入
(毛呂山町滝ノ入集落)

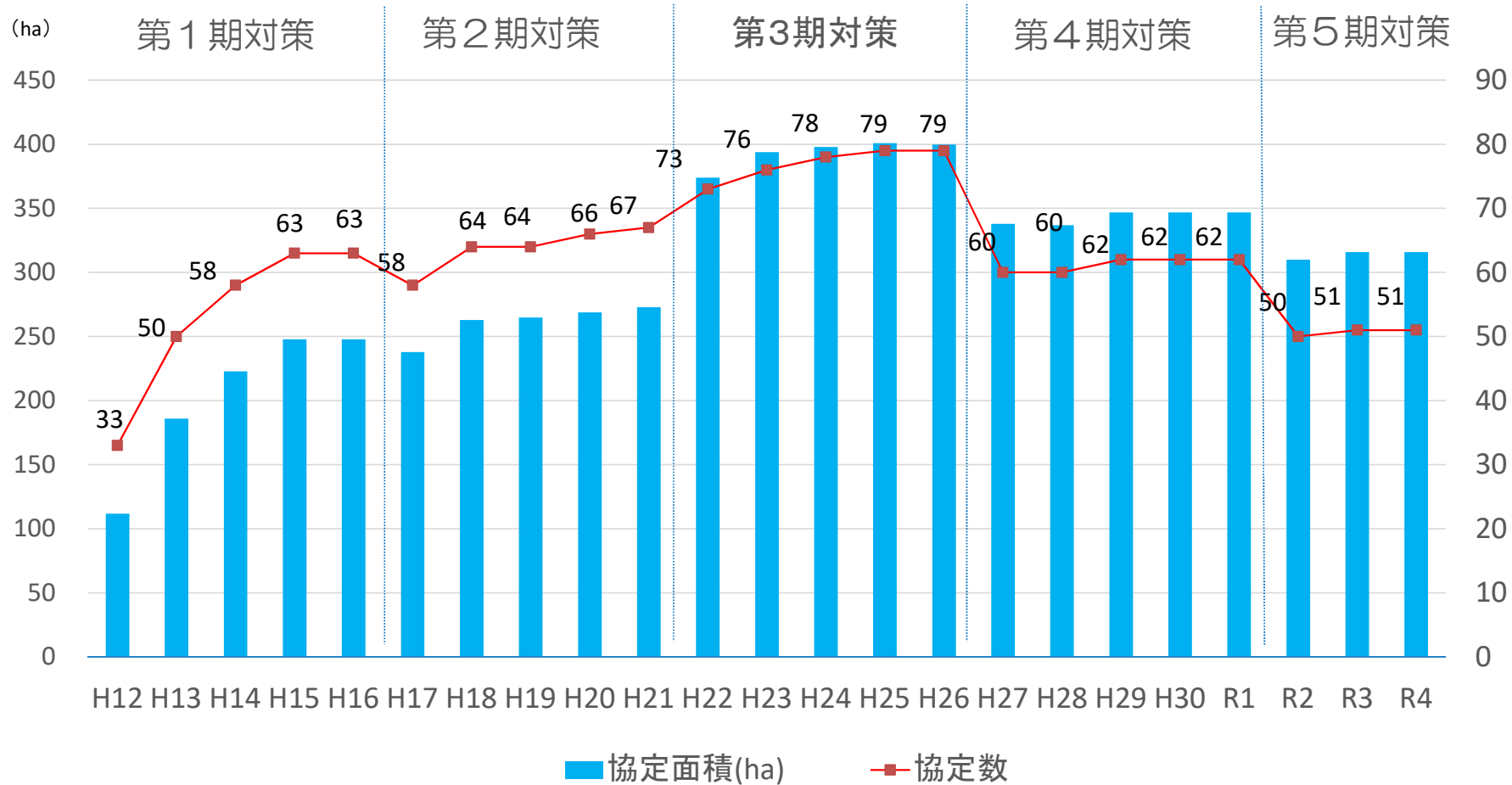


エゴマ収穫作業
(美里町円良田集落)

加算単価
(取組面積に応じ所
定額を交付)

埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況①

本県の中山間地域等直接支払制度の取組推移



埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況②

令和5年度の実施状況

(1) 実施市町村: 12市町村

(2) 協定数: 51協定

(集落協定: 47協定、個別協定: 4協定)

[単価別]

体制整備単価: 43協定 基礎単価: 8協定

(3) 交付面積: 315ha

[地目別] 田: 182ha(57.8%)

畑: 133ha(42.2%)

[交付基準別] 急傾斜: 30% 緩傾斜: 62%

高齢化率・耕作放棄率: 8%

(4) 交付予定金額: 27,810千円

※取組市町村数、取組協定数は令和4年度から変更なし。面積は令和4年度から微減。

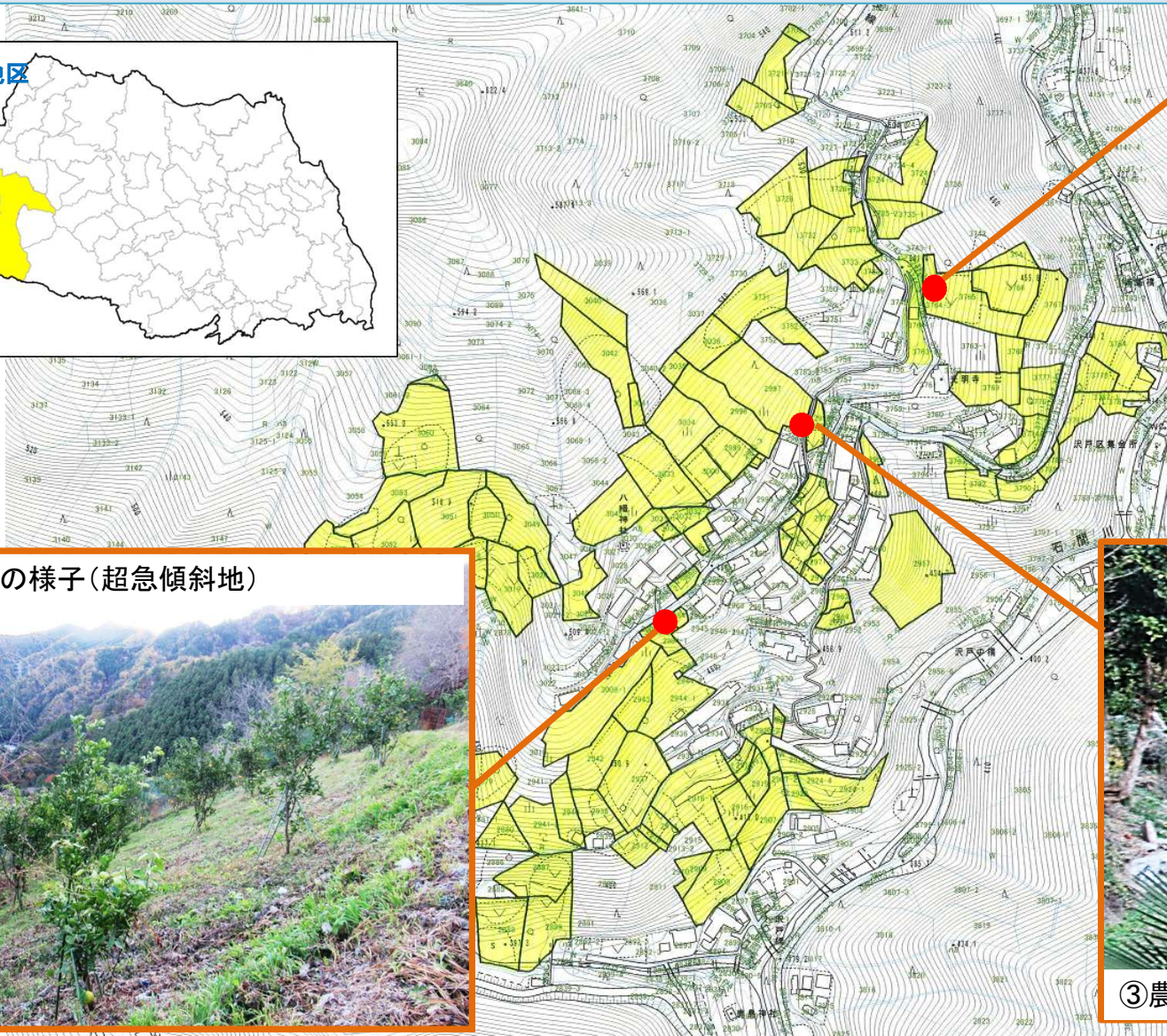
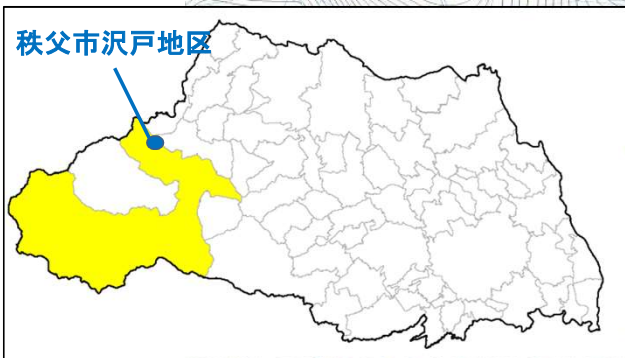
【事業実施市町村】



【市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4
実施市町村数	13	13	12	12	12
協定数	62	62	50	51	51
交付面積(ha)	347	347	310	316	316
交付金額(千円)	30,866	31,117	27,646	27,894	27,900

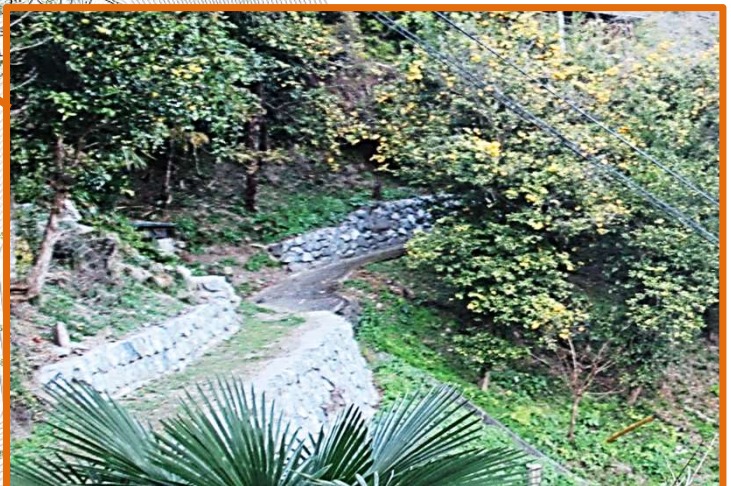
超急傾斜農地保全管理加算の取組事例 【秩父市沢戸集落】



②対象農地の様子(超急傾斜地)



①対象農地の様子(超急傾斜地)



③農地の法面崩壊防止のための石積み施工

【地域の概要】

・埼玉県秩父市の北部に位置し、険しい山肌に拓けた山間集落。急傾斜で小区画不整形な農用地が多い。

・主要作物
カボス、ゆず、銀杏等



【集落協定の概要 (R5. 現在)】

協定面積: 7.3ha(畑)

※超急傾斜(20度以上)農用地面積: 7.0ha(畑)

交付金額: 126万円(個人配分: 100%)

構成員: 農業者26人(令和5年度現在)

協定開始: 平成12年度

○共同活動内容

- ・対象農用地、周辺林地の下草刈り
- ・獣害対策(柵、金網の設置等)
- ・農作物の収穫・出荷調製作業



草刈り



斜面の灌木伐採

取組の経緯

取組内容

平成12年度

大半の農地が20度以上の超急傾斜地に位置する等耕作条件が厳しく、高齢化も進行する中、個人での農地や周辺林地の管理が困難な状況であったことから、行政の声がけにより、集落で話し合い、農地の荒廃防止と農村環境の保全を図るため、中山間地域等直接支払制度の取組を開始。

共同作業により個人の作業負担軽減が図られるとともに、集落を共同財産として守り発展させていこうとする意識が高まる。

平成27年度

超急傾斜農地保全管理加算の取組を契機に、イベントや直売所でカボス、ゆず、銀杏等のPR実施、直売所への出荷を開始する。

農産物販売による収入増・生産意欲向上

加算の取組

【超急傾斜農地の保全】

対象農用地の法面の崩壊を防ぐため、共同活動で石積みを施工し、農用地や農道の適切な維持管理に取り組む。

【農産物の販売促進】

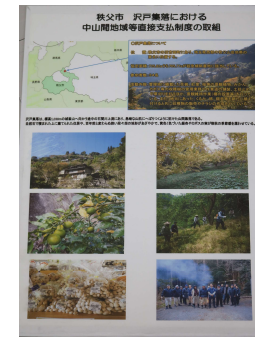
対象農用地で生産された農産物(ゆず・カボス等)をPRするため、県や市町村などのイベントに出展し、イベント参加者に対し農産物の配布やパネル展示による取組の紹介を行う。



農用地法面の石積み施工作業の様子



横瀬町のイベントにおけるPR活動の様子



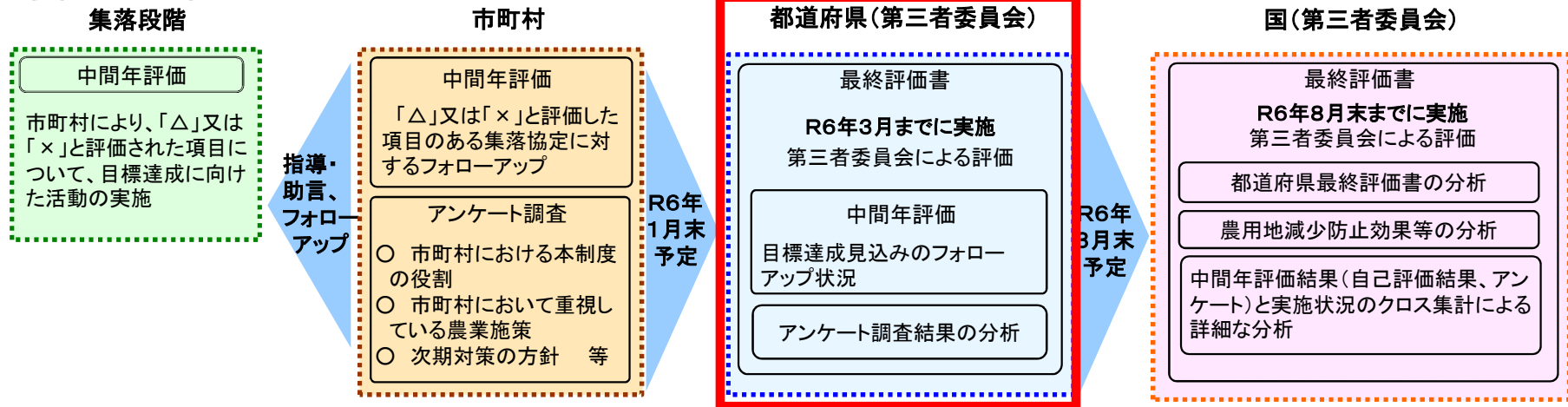
展示用パネル

第5期対策における最終評価の体系とスケジュール

最終評価の目的

中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

最終評価の体系



評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国による評価の進め方		・中間年評価の手法・内容の検討	・市町村による協定の評価 ・アンケート調査 ・事例収集 ・統計データによる効果分析 ・各結果の分析	・最終評価の手法・内容の検討	・最終評価の実施 ・結果の分析 ・次期対策の検討
第三者委員会	▲ 7月	▲ 11月 ▲ 3月	▲ 10月 ▲ 3月	▲ 6月 ▲ 8月 ▲ 12月	▲ 6月(予定) ▲ 8月(予定)

注: 令和5年度と令和6年度の間に「中間年評価」と「最終評価」のラベルが記載されている。